

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和 8 年 7 月 13 日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 掛水 雅俊

（公印省略）

1 工事概要

(1) 工事名 函館外（8）照明更新電気工事

(2) 工事場所 北海道函館市、松前郡松前町

(3) 工事内容

【函館駐屯地】

- ・ 隊舎ほか 12 棟の照明更新（LED ランプ交換）に伴う電気設備工事

【函館基地隊本部】

- ・ 隊庁舎ほか 1 棟の照明更新（LED ランプ交換）に伴う電気設備工事

【函館基地隊分室】

- ・ 受電所の照明更新（LED ランプ交換）に伴う電気設備工事

【松前警備所】

- ・ 局舎ほか 6 棟の照明更新（LED ランプ交換）に伴う電気設備工事

(4) 工期 契約日の翌日から令和10年 6 月 30 日まで

ただし、「函館基地隊本部」、「函館基地隊分室」、「松前警備所」は
令和10年 3 月 17 日までとする。

※技術者の専任期間は令和 8 年 10 月から令和10年 3 月 17 日までの間の任
意の 3 ヶ月間とする。（着手時期：令和 8 年 10 月以降）

なお、建設業法第 26 条第 3 項に該当しない工事の場合については技術者の専任
を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

(5) 使用する主要な資機材

屋内照明 約1,700台

(6) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。た
だし、電子入札システムにより難しい者は、発注者の担当部局（下記 3 (1)）に「紙
入札方式変更届（別紙様式第 1）」を提出した場合、紙入札方式に代えるものと
する。

(7) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(8) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムにより
行う工事である。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約
システムにより難しい者は、発注者の担当部局（下記 3 (1)）に「紙契約希望届（別
紙様式第 36）」を提出し、紙契約に代えるものとする。

(9) 本工事は、現場閉所（現場休息）により週休 2 日を確保する「完全週休 2 日制工
事（土日）」の試行対象工事である。

~~(10) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性を確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行対象工事である。本方式では、競争参加希望者は提出期限までに、直接工事費について記載した見積及び根拠資料を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。~~

~~また、見積活用方式の対象となる項目の詳細については「見積依頼書」を参照すること。~~

~~(11) 見積活用方式とした価格（以下「見積活用価格」という。）について~~

~~ア 見積活用価格については、原則として、競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格を有すると認められた者に対して、令和 8 年 8 月 28 日までに電子入札システムにより交付する。~~

~~ただし、見積活用価格を交付することにより、全ての直接工事費の価格が交付されることになる場合は交付しないものとする。~~

~~なお、「見積活用価格」の採用結果は、契約書第 1 条の設計図書ではなく、見積上の参考資料であり、その有効期限は、本工事の開札日までとする。~~

~~イ 見積活用価格について、本工事は交付の対象外とする。~~

(12) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

~~(13) 本工事は、離島等の建設工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用等の積算方法等を適用する工事である。~~

~~(14) 本工事を難工事に指定する。~~

(15) 本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者又は主任技術者に求める同種工事の経験の緩和を行う工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者又は主任技術者支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし監理技術者又は主任技術者支援を未実施の場合には、ペナルティとして、本工事において工事成績の評定点を減ずることとする。

(16) 本工事の入札手続に係る日程については、別冊の「入札手続日程表」に記載しているため、参考とされたい。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争（指名競争）参加資格

防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 防衛省競争参加資格の総合審査数値が「電気工事」780 点以上「A 又は B ランク」であること。

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 平成23年4月1日から入札公告日までに完成・引渡しが完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した、国内における工事のうち、電気設備工事

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事などのうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下、「総合発注工事」という。)の一次下請けとして完了した工事のうち、電気設備工事

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

(7) 次の基準を全て満たす建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については専任を要しない。

ア 2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

- ・ 1級電気工事施工管理技士

- ・ 技術士で次に示すいずれかの部門

- 「電気電子部門」

- 「建設部門」

- 「総合技術監理部門」(「電気電子部門」又は「建設部門」)

なお、「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)」による改正前の部門、選択科目にあつては現部門及び現選択科目に対応するもの。

- ・ 第一種電気工事士

- ・ 第二種電気工事士(ただし資格取得後3年間の実務経験を有すること。)

- ・ 電気主任技術者(一種・二種・三種)(ただし資格取得後5年間の実務経験を有すること。)

- ・ 建築設備士(ただし資格取得後1年間の実務経験を有すること。)

- ・ 1級計装士(ただし資格取得後1年間の実務経験を有すること。)

- ・ これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者。

イ 平成23年4月1日から入札公告日までに完成・引渡しが完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること(原則、現場施工期間の1/2以上の期間従事していること。なお、現場施工期間とは、求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付

け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。) 。

① 元請けとして受注した工事のうち、電気設備工事

② 総合発注工事（防衛省発注以外のものも含む。）の一次下請けとして完了した工事のうち、電気設備工事

工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

なお、本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐）の配置を行う場合の詳細は、入札説明書による。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては、入札公告日の時点で直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 北海道防衛局が発注した「電気工事」のうち、令和6年度及び令和7年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

(11) 北海道防衛局の管轄区域（北海道）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

なお、情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 入札公告日から令和8年9月4日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後1時30分までとする。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (PDF1.7等)

図面類 : PDF (PDF1.7等)

数量表等 : Excel (2007以降)

申請書類 : Word (2007以降)、Excel (2007以降)

又は一太郎 (Gov 7等)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月27日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）のファイル容量が電子入札システムの上限を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メール（複数のメールでの申請は認めない。なお、電子メール容量は、10MB以下とする。）により行うものとする。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和8年9月4日 午後1時30分

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等(電子メールでの入札は認めない。)により提出する。なお、詳細は入札説明書による。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月17日 午前11時00分

イ 場所 北海道防衛局入札室

なお、詳細は入札説明書による。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店 北洋銀行本店）。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（建設工事にあつて、1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の契約又は予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 落札者となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(7) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

また、工事の着手までに上記2(7)に掲げる資格を有し、建設業法第26条に定める監理技術者等を配置すること。

- なお、工事着手後の監理技術者等については、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (8) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (9) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (10) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。
- (12) 契約書作成の要否 要
- 原則として電子契約システムにより、別冊契約書案を元に契約書の作成を要するものとする。ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難しい者は、発注者の担当部局（上記 3 (1)）に「紙契約希望届（別紙様式第 36）」を提出し、紙契約に代えることができる。
- 紙契約とした場合は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ。
- (14) 防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
- 上記 2 (2) 及び(3)に掲げる事項を満たしていない者も上記 3 (3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記 2 (2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (15) 本工事を良好な施工をもって完成した場合には、じ後の総合評価落札方式において加点評価する。
- (16) 詳細は入札説明書による。